

平成24年7月から、新築マンションについて、 地域との「連絡調整担当者」をお知らせできるようになりました。

京都市地域コミュニティ活性化推進条例（平成24年4月施行）では、新築マンション等の共同住宅の新築工事等を行う建築主に、地域との「連絡調整担当者」を届け出ることを、平成24年7月から義務付けました。

「連絡調整担当者」の氏名や連絡先は、「地域自治を担う住民組織（学区の自治連合会など）」から申出・請求をしていただければ、お知らせ（開示）します。

入居される皆さんと地域住民の皆さんとのスムーズな交流や新たな地域コミュニティの形成のために、この制度を御活用ください。

～人と人がつながり合い、
支え合うまちをつくっていくために～



「連絡調整担当者」とは？

マンションなど共同住宅の新築の際に、自治会加入の取扱いをどうするかなど、マンション等の入居者と周辺住民の交流について、必要な連絡・調整を行っていただく方です。

届出対象共同住宅の建築主は、新築工事、販売、賃貸、管理の事業者ごとに連絡調整担当者を選任し、京都市に届け出ることになっています。

「連絡調整担当者」は、すべての共同住宅について、すぐに開示してもらえる？

連絡調整担当者は、

- ・マンション等の入居者と周辺住民の交流を促進する目的で、
- ・地域自治を担う住民組織（学区の自治連合会など）から申出・請求があった場合にのみ開示します。（*個人情報であるため、取扱いに一定の制約を設けています。）

また、新築の共同住宅はすべて対象となりますが、規模により、取扱いが異なります。

- ① 特定共同住宅（3階建て以上かつ15戸以上）については、届出があらかじめ義務付けられているため、開示の請求があれば、京都市はすみやかに手続を行います。
- ② ①よりも小規模な共同住宅については、開示の申出をいただいてから、建築主に連絡調整担当者を届け出いただくため、一定の時間を要します。また、開示申出の期限は、新築工事完了から30日以内としていますので、御注意ください。

開示の申出・請求は、どのようにするの？

京都市文化市民局地域自治推進室、又は、区役所・支所地域力推進室へ、裏面の書類を提出してください。

開示の準備が整いましたら、「連絡調整担当者届」（写し）をお渡します。

なお、町内会長など、地域自治を担う住民組織（学区の自治連合会など）の代表者以外の方が申出・請求する場合は、代表者による委任が必要となりますので御注意ください。

【問合せ先】 京都市文化市民局地域自治推進室（担当：地域コミュニティサポートセンター）

〒604-8571（郵送の場合、住所不要）京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488

電話 222-3098 FAX 222-3042 Eメール chiikizukuri@city.kyoto.jp



京都市地域コミュニティ活性化推進条例に基づく
連絡調整担当者届 開示申出書兼請求書

(宛先) 京 都 市 長	年 月 日
申出者・請求者の住所 Tel	申出者・請求者の氏名 (団体名及び代表者名) 印

(注) 請求者が条例で定める「地域自治を担う住民組織」(学区自治連合会等)ではない場合(町内会等の場合)は、下方の委任欄に必ずご記入ください。

連絡調整担当者届の開示を受けたいので、京都市地域コミュニティ活性化推進条例 <input type="checkbox"/> 第15条第2項の規定により申し出します。(特定共同住宅以外の共同住宅) <input type="checkbox"/> 第16条第1項の規定により請求します。(特定共同住宅)		
対象となる共同住宅	名 称	
	所 在 地	
	新築工事完了(予定)年月日	年 月 日
開示申出・請求の理由		
開示情報の受取方法	<input type="checkbox"/> _____ 区役所・支所で受取り <input type="checkbox"/> 地域コミュニティサポートセンターで受取り <input type="checkbox"/> 郵便(要返信用切手添付) <input type="checkbox"/> FAX (_____) <input type="checkbox"/> Eメール(アドレス: _____)	

※ 申出者・請求者が条例で定める「地域自治を担う住民組織」(学区自治連合会等)でない場合は、地域自治を担う住民組織が下欄に記入及び押印してください

上記の者に開示の申出・請求を委任します。 地域自治を担う住民組織名 代 表 者 名 電 話 番 号	— 印
--	----------------

※以下の欄には記入しないでください。

受付年月日	・ ・	所 属		受付者名	
決定年月日	・ ・	開示の可否	可 否		